

保険加入「努力義務化」に備えませんか？

太陽光発電設備 廃棄費用&賠償責任保険 ～努力義務化対応～のご案内

廃棄費用・施設賠償責任(基本補償)+サイバーリスク(特約)

1 「保険加入努力義務」
への備え!

2 ネットから
簡単加入!

3 加入しやすい
保険料!

保 険 期 間

2021年12月1日16時～2022年12月1日16時(1年間)

募 集 期 間

2021年9月1日～2021年11月21日

保険料払込方法

2021年9月30日 までに申込手続きをした場合：

口座振替となりますので、口座振替依頼書をご提出ください。

2021年10月1日～2021年11月21日 までに申込手続きをした場合：
指定口座へのお振込みが必要となります。

中 途 加 入

随時受付可能です。

毎月20日(*)までに申込手続きを完了いただいた場合、

保険期間は翌月1日16時～2022年12月1日16時までとなります。

(*)システムメンテナンスや土日祝等により、申込手続き締切日は毎月異なりますので、ご注意ください。

加 入 対 象 者

FITまたはFIP認定事業者様

対象となる設備

設備容量が10kW以上2,000kW以下の陸上に設置された事業用太陽光発電設備

※制度全体の加入制限額(廃棄費用：地震以外250億円、地震50億円)に達した場合、募集を終了させていただきます。

一般社団法人太陽光発電協会(JPEA)

太陽光発電設備 廃棄費用&賠償責任保険 ～努力義務化対応～ お申し込み手順

① お申し込みサイトへアクセス

以下のお申し込みサイトへアクセスしてください。

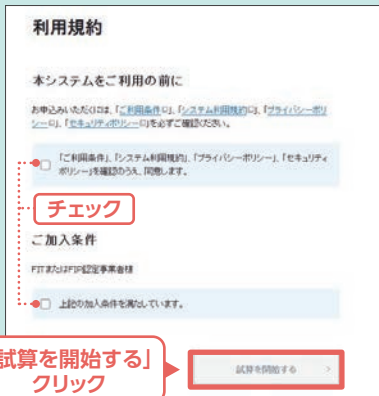
<https://www.web-tac.co.jp/solar>



トップページ



利用規約



試算区分選択



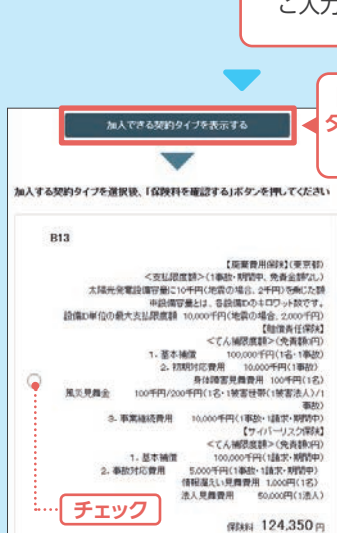
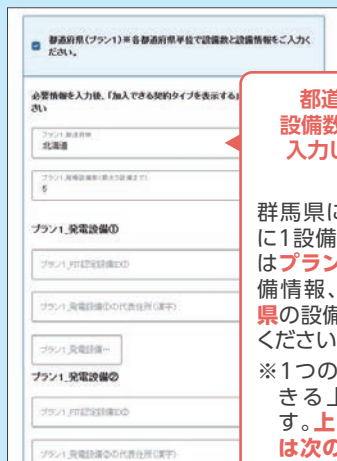
商品選択・試算へ

② 商品選択・試算

商品選択・試算



プラン



ご本人確認へ

③ ご本人確認・ご契約

ご本人確認

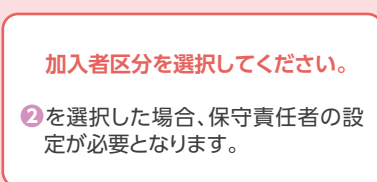


ご登録メールアドレスへ
手続きURLを送信
URLをクリック
※URLの有効時間は1時間

ご本人確認



加入者区分



加入者区分確認



ご加入



者様(お手続き者様)のご決定

保守責任者登録

「ご本人確認」で登録したメールアドレス以外のメールアドレスを入力してください。
※メールアドレスが1つしかない場合は、同一メールアドレスを入力。

保守責任者登録

加入者が法人の場合は、保守責任者のメールアドレス登録が必要です。

① 保守責任者のメールアドレスを入力してください。

メールアドレス

② 下記の「認証コードを発行する」ボタンを押していただき、入力されたメールアドレスに認証コードを送信します。(有効期限:1時間)

認証コードを発行する

「認証コード発行」クリック



保守責任者ご登録メールアドレスへ
認証コードを送信
※認証コードの有効時間は1時間

ご注意

この画面は絶対に閉じないでください。閉じてしまうと再度最初から手続きとなります。

保守責任者登録

③ 保守責任者に送信されたメールに記載の認証コードを入力し、「次へ進む」を押してください。
※認証コード発行後にメールアドレスを変更した場合は、再度②にて認証コードを発行してください。

認証コード

< 前に戻る

次へ進む >

「次へ進む」クリック



④ご加入者様情報のご入力・お手続き完了

ご加入者情報・告知事項

ご加入者情報

記名被保険者情報を入力してください

会が付された事項(告知事項)は内容変更が生じた場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または取扱営業店にご連絡いただく必要があります。
変更の内容によってご契約を解除することがあります。なお、ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
詳細はパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

加入者個人・法人区分

☐ 個人

☐ 法人

所属事業所名(漢字)

事業所住所(郵便番号)

住所を検索

告知事項

会が付された事項(告知事項)は内容変更が生じた場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または取扱営業店にご連絡いただく必要があります。
変更の内容によってご契約を解除することがあります。なお、ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
詳細はパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

★ 本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。(過去5年以内に引当保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知済みだったものを除きます。)

☐ はい

☐ いいえ

「次へ進む」クリック

お申込み内容確認

お申込み確認

会が付された事項(告知事項)は内容変更が生じた場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または取扱営業店にご連絡いただく必要があります。
変更の内容によってご契約を解除することがあります。なお、ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
詳細はパンフレットおよび重要事項説明書をご確認ください。

補償内容

保額(補償限度)

2021年12月1日 午後4時から 2022年12月1日 午後4時まで

サイバーリスク保険

付帯する

重要事項説明書のご確認

重要事項説明書のご確認

以下の内容を必ず確認・同意いただいたうえで「決済へ進む」ボタンを押してください。

Step1 重要事項説明書の確認

以下の事項について確認・同意のうえ、同意書である全国社会保険労務士連合会が用意した加入書を作成します。

パンフレット・重要事項説明書(PDF)を確認する

※パンフレット・重要事項説明書(PDF)は必ず確認してください。パンフレット・重要事項説明書のPDFは掲載するPDFと異なり、印刷されたPDFは掲載するPDFと異なる場合があります。

Step2 入力内容の確認

これから保険料等のお支払い手続きが完了いたします。ご入力いただいた内容は確認され、ご契約の成否はできません。また、決済手続きが完了するまで加入手続きは完了しません。

※「重要事項説明書」と入力内容の確認は完了して決済手続きへ進みます。

「決済へ進む」
クリック

決済へ進む

振替口座の登録

※2021年10月1日以降にお申込み手続きをした場合は、次年度用(2022年度)の振替口座登録となります。

●Webで登録

→個人口座

●口座振替依頼書(用紙)で登録

→法人口座・屋号付き口座

※ 口座振替依頼書で登録する場合は、URL
(<https://www.web-tac.co.jp/solar/account>)
にアクセスしてお手続きをお願いします。



法人口座(振替口座)登録を完了した確認画面

振替口座登録が完了しました。

振替口座登録が完了しました。

Step1 下記の口座振替依頼書で登録する「Web」ボタンを押していただき、お申込み完了画面へ遷移します。

Step2 お申込み完了画面に遷移した後に口座振替依頼書の登録方法を選ぶ必要があります。お申込み完了画面へ遷移します。

(口座振替依頼書で登録する)

個人口座(振替口座)登録を完了した確認画面

Webで口座登録

下記のWeb登録へ進む「Web」ボタンを押していただき、お申込み完了画面へ遷移します。

※口座振替依頼書(PDF)は必ず確認してください。パンフレット・重要事項説明書のPDFは掲載するPDFと異なり、印刷されたPDFは掲載するPDFと異なる場合があります。

お申込み完了画面に遷移した後に口座振替依頼書の登録方法を選ぶ必要があります。お申込み完了画面へ遷移します。

(口座振替依頼書で登録する)

銀行
サイト
手続き

お申込み受付完了

2021年9月30日までに
お申込み手続きをした場合

保険料は2021年11月29日(月)に口座引き落としされます。紙の口座振替依頼書で登録する場合は、2021年10月8日(金)までに提出ください。

2021年10月1日以降に
お申込み手続きをした場合

保険料を指定口座へお振込みください。お申込み受付完了メール記載の指定口座へ期日までに保険料をお支払いください。

※ 依頼人名を「加入者番号+加入者氏名」としてお振込みください。

※ お振込み手数料は加入者様負担となります。

※ 期日を過ぎてもお振込みがない場合は、お申込みは無効となります。

※ 加入者証はお振込み後、10日後を目途に加入者さま専用ページでご確認いただくことが可能です。

加入者さま専用ページログインURL

<https://dantai-pf.tokiomarine-e.jp/app/myp/P000005/nxGOolxLDZ/login>



者情報入力へ

廃棄費用(基本補償)

動産総合保険(太陽光発電システム廃棄費用補償特約、太陽光発電システム廃棄費用補償特約(地震)等)

特 徴

1 発電事業の廃止または規模の縮小を目的に太陽光発電システムを撤去する費用を補償!

2 地震または噴火による損害を補償!

必要性

資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)に
火災保険・地震保険等への加入努力義務 が明示されました。

今後、「遵守義務化」が検討される可能性があります。

エネルギー供給強靱化法の成立により、
2022年7月より廃棄費用の外部積立が開始
されますが、外部積立前～積立中は、廃棄費
用を十分に賄えない可能性があります。

外部積立前～積立中に自然災害等により発電事業の
縮小・撤廃を余儀なくされた場合の発電システムの
撤去・処分費用が必要になります。



保険金をお支払する具体的な例



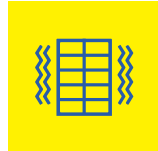
台風暴風雨

- 強風により太陽光パネルが飛ばされた。
- 隣家の瓦や敷地内外の砂利が太陽光パネルに直撃し、破損した。



洪水

- ゲリラ豪雨により河川などから泥やゴミが流れ込み、太陽光パネルや接続箱、パワーコンが冠水し破損した。



地震

- 揺れにより太陽光パネルが落下し破損、パワーコンに故障が生じた。
- 太陽光パネルの架台や柵が倒壊、破損した(パネルの損害が前提)。

損壊した部分を
廃棄し、
発電事業の
規模を縮小

破損した部分も
含めてすべて
廃棄し、
発電事業を廃止

支払限度額(すべて免責金額0円)

廃棄費用	地震以外	設備容量1kWあたり 1 万円(1事故・保険期間中) (設備単位の最大支払限度額1,000万円)
	地震または噴火	設備容量1kWあたり 2 千円(1事故・保険期間中) (設備単位の最大支払限度額200万円)

保険金のお支払い対象となる事故

保険期間中に以下のいずれかに掲げる不測かつ突発的な事故によって、太陽光発電モジュールに損害が発生したことにより、発電規模の縮小または発電事業の廃止を目的として、太陽光発電システムの一部または全部を撤去するために被保険者が負担する廃棄費用を補償します。

							
火災	落雷	破裂 または 爆発	台風、旋風、 暴風、暴風雨等の 風災	雹(ひょう)災 または 雪災(*1)	台風、暴風雨、 豪雨等による洪水、 融雪洪水、高潮、 土砂崩れ(*2)、 落石等の水災	車両または その積載物の 衝突もしくは 接触等	地震 または 噴火(*3)

(*1) 降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除く。

(*2) 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除く。

(*3) 地震または噴火による火災、破裂、爆発、津波、洪水その他の水災、もしくは地震または噴火によって生じた損壊、埋没、流出。

用語解説

太陽光発電システム	太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、蓄電池、架台、表示器、フェンスまたはこれらに類するものをいい、これらのものの付属品または付属配線を含みます。
廃棄費用	取りこわし費用、取片づけ清掃費用、搬出費用および廃棄処分を行う費用

保険金のお支払方法

- 被保険者が負担する廃棄費用に対して、廃棄費用保険金を支払います。
- 太陽光発電システムに対して当会社が支払う廃棄費用保険金の額は、保険証券記載の太陽光発電システムの設備IDごとに、保険期間を通算して、太陽光発電システムの設備容量(kW)に1万円(地震の場合は2,000円)を乗じた額を限度とします。ただし、いかなる場合も1,000万円(地震の場合は200万円)を限度とします。
- 当会社が支払う廃棄費用保険金の額は、保険期間を通算して、250億円(地震の場合は50億円)を限度とします。
- 損害の拡大防止義務および損害拡大防止費用は対象外となります。
- 保険期間中に生じた事故による損害に対して、当会社が支払う保険金の額が通算して上記に規定する支払限度額に達した場合は、それらの保険金支払の原因となった損害のうち最も遅い損害の発生した時に保険契約は終了します。(対象となる太陽光発電システムの設備IDごとに適用します。)

保険金をお支払いしない主な場合

次のような損害については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細は、保険約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください

- 保険の対象が日本国外にある間に生じた損害
- 置き忘れ、紛失、万引きによって生じた損害
- 電気的または機械的事故によって生じた損害
(火災または破裂・爆発が発生した場合や不測かつ突発的な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。)
- 使用人等の不正行為によって生じた損害
- 真空管、ブラウン管、電球等の管球類のみに生じた損害
- ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)、保険金受取人またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
(消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。)
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)のかしによって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
(修理、清掃等の作業を除きます。)
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)の修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等(修理・清掃等)の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
(火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。)

- 汚れ、すり傷、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象(ご契約の対象となる動産)の機能に支障をきたさない損害
- 冷凍・冷蔵装置の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化のために冷凍・冷蔵物に生じた損害
(火災、破裂・爆発、冷凍・冷蔵車の不測かつ突発的な事故により冷凍・冷蔵装置に物的損傷が生じ、24時間以上の冷凍・冷蔵装置の機能停止があった場合を除きます。)
- 被保険者(補償を受けられる方)と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)やこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 保険の対象(ご契約の対象となる動産)の自然の消耗もしくは劣化、ボイラスケール、保険の対象の性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、発酵または自然発熱、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害
- ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害
- 保険の対象の製造者または販売者が被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- 事故が発生した時において、既に稼働していない部分に生じた損害
- 保険の対象が設置されていた場所(土地、建物および設備・什器等を含みます。)を事故発生前または保険の対象の設置前の状態に復元するために要する費用
- リユース、リサイクルその他の方法により保険の対象を再利用するために生じる費用

等

施設賠償責任(基本補償)

施設賠償責任保険(初期対応費用担保特約条項、事業継続対応費用担保特約条項等)

特 徴

1 地域共生の観点で必要な万一の賠償資力を確保!

2 賠償責任の有無がはっきりしない場合でも、見舞金等の各種初期対応費用を補償!

必要性

事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)では、地域住民とのコミュニケーションが努力義務化されており、損害賠償責任を追う場合の適切・誠実な対応も求められています。

発電設備の異常や敷地外への土砂流出等、太陽光発電事業に関する万一の賠償補償が必要になります。



保険金をお支払する具体的な例



風災

- 大型台風により太陽光パネルが飛散し、他人の住宅等を破損させた。不可抗力であり、損害賠償責任は発生しないが(※)、見舞金を支払う必要がある。【風災見舞金】
※既に賠償債務の弁済として風災見舞金を支出している場合、【基本補償】で対応。



土砂崩れ

- 敷地内の土砂崩れにより近隣の道路をふさいでしまい、損害賠償責任が発生【基本補償】。
- 再発防止対策を求められ、コンサル会社に依頼。【事業継続対応費用】



管理上の過失

- 所有者による敷地内の草刈り中、敷地内の石が飛んで通行人がケガをしたり他人の所有物を破損させたことにより損害賠償請求を受けた。【基本補償】

支払限度額(すべて免責金額0円)

施設賠償責任	1億円(1名/1事故)
初期対応費用	1,000万円(1事故) 身体障害見舞費用(1名):10万円 風災見舞金(1名または1被害世帯もしくは1被害法人):10万円※1事故につき20万円
事業継続費対応費用	1,000万円(1事故・保険期間中)(うち再発防止コンサルティング等費用は1事故につき500万円) ※再発防止コンサルティング等費用は縮小支払割合90%となります。

保険金をお支払いする場合

施設賠償責任

所有・使用・管理する太陽光発電設備に起因した対人・対物事故において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害及び被保険者が支出した費用等を補償します。

初期対応費用

※結果として事業者に損害賠償責任が発生しない場合も対象となります。

対人・対物事故が発生した際に、被保険者が負担する社会通念上妥当な初期対応費用を補償します。

【風災見舞金】 風災により他人の建物または屋外設備装置に損壊が発生した場合の被害者への見舞費用を補償します。

事業継続対応費用

施設賠償責任および初期対応費用で補償対象となる事故について、事故に対応するために直接必要な事業継続対応費用を補償します(事故の発生の日からその日を含めて180日以内に記名被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる費用に限ります。)

お支払いの対象となる保険金の種類

事故発生		①事故の初動対応		②事態への対処・訴訟対応		③事態収束	
基本補償	①損害防止軽減費用		③争訟費用		⑤法律上の損害賠償金		
	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用		損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)		法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金		
	②緊急措置費用		④協力費用		! 法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となりますので、ご注意ください。		
事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または弊社の同意を得て支出したその他の費用							
基本補償①～④の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります(支払限度額は適用されません。)		お支払いする保険金 = ①損害防止軽減費用 + ②緊急措置費用 + ③争訟費用 + ④協力費用				⑤法律上の損害賠償金は、その額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、限度となります。	
例外 「⑤法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合は、③争訟費用は、右記の式に従ってお支払いします。		お支払いする保険金 = ③争訟費用 × (支払限度額 / ⑤法律上の損害賠償金)				お支払いする保険金 = ⑤法律上の損害賠償金 - 免責金額	
初期対応費用		・事故現場の保存費用・事故原因の調査費用 ・新聞等へのお詫び広告の掲載費用 ・対人事故の被害者への見舞費用 等					
事業継続対応費用		a.危機管理対応費用 ・事故についての会見等を行う費用 ・対策本部設置費用 ・SNS等への投稿の削除費用 ・評判への影響を最小化するためのコンサルティング費用		b.再発防止コンサルティング等費用 ・再発防止に関するコンサルティング費用 ・再発防止マニュアル策定費用 ・従業員の教育費用		c.信頼回復広告費用 ・営業再開を知らせる広告費用 ・信頼回復のための広告費用 ・信頼回復のための広告宣伝対策のコンサルティング費用 等	

保険金をお支払いしない主な場合

次の損害または次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については、約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

- ①次の賠償責任
 - a.記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利(所有権等)を有する者に対して負担する賠償責任
 - b.記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物(aに規定する財物を除きます。の)の損壊について、正当な権利(所有権等)を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任
- ②建物外部から内部への雨・雪等の浸入・吹込み
- ③施設の新築・修理・改造・取壊し等の工事
- ④自動車・原動機付自転車・航空機、施設外における船・車両(自転車等、原動力がもっぱら人力によるものを除きます。または動物の所有・使用・管理
- ⑤販売した商品・飲食物等を原因とする食中毒その他の事故
- ⑥仕事の終了・引渡し・放棄の後にその仕事の結果に起因して発生した事故
- ⑦石綿(アスベスト)・石綿の代替物質(これらを含む製品を含みます。の)が発がん性その他の有害な特性
- ⑧汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出(ただし、突発的な事象を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、弊社に通知されたものは、お支払いの対象となり

- ます。または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ⑨排水・排気(煙を含みます。に)に起因する賠償責任
 - ⑩医療行為等、法令により有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為
 - ⑪核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用(放射能汚染、放射線障害を含みます。ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。)
 - ⑫ご契約者・被保険者の故意
 - ⑬戦争・変乱・暴動・騒ぎ・労働争議
 - ⑭地震・噴火・洪水・津波・高潮(※)
 - ⑮他人との特別の約定によって加重された賠償責任⑦被保険者と同居する親族に対する賠償責任
 - ⑯被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

※地震・噴火・洪水・津波・高潮以外の自然災害(台風等)については、こちらの「保険金をお支払いしない主な場合」には該当しませんが、そもそも自然災害に起因する事故によって他人に損害を与えた場合、災害の程度やその予見可能性等によっては「不可抗力」として法律上の損害賠償責任が発生しない可能性があります。この場合は、保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

サイバーリスク(特約)

サイバーリスク保険(情報通信技術特別約款、サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項等)

特 徴

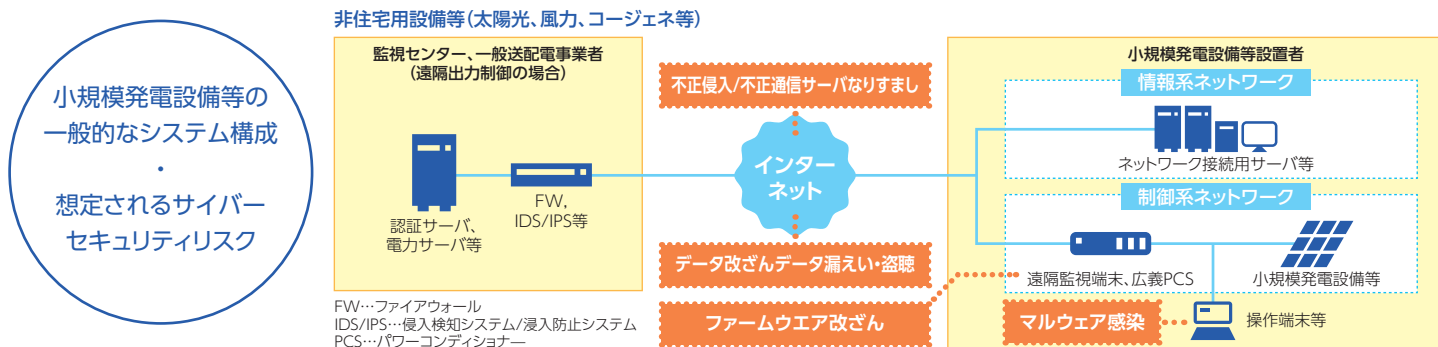
1 太陽光発電事業に起因するサイバーリスクを包括的に補償!

2 賠償責任では最大1億円、各種対応費用では最大500万円を補償!

必要性

資源エネルギー庁は、2020年10月より小規模な再生可能エネルギーの発電設備に対してサイバーセキュリティ対策を義務付けました。

今後の電源の分散化やオンライン制御の拡大を踏まえ、より高まっていくサイバーリスクへの補償が必要になります。



保険金をお支払する具体的な例



不正アクセス等①

- 遠隔監視システム等への不正アクセス等により、ネットワークを通じて一般送配電事業者の事業が阻害され、損害賠償請求を受けた。【基本補償】
- 再発防止策として、事業者がコンサルティング会社に依頼し、外部機関による認証取得費用を負担した。【再発防止費用】



不正アクセス等②

- 不正アクセス等により発電量等のデータが破壊されたため、事業者がデータの復旧費用を負担した。【データ等復旧費用】

支払限度額(すべて免責金額0円)

損害賠償責任	1億円(1請求・保険期間中)	
サイバーセキュリティ事故対応費用	500万円(1事故・1請求・保険期間中)	不正・原因・相談A*1 500万円
		不正・原因・相談B*2 500万円
		データ等復旧費用 500万円
		再発防止費用 500万円
		訴訟対応費用 500万円
		情報漏えい見舞費用 1千円(1名) 5万円(1法人)

*1 セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合
(不正アクセス等対応費用については、かつ、結果として不正アクセス等が生じていた場合)

*2 セキュリティ事故のうち*1以外および風評被害事故

※「損害賠償責任」「サイバーセキュリティ事故対応費用」を合算して1億円が限度となります。

保険金をお支払いする場合

賠償責任

太陽光発電事業の遂行に起因して、次の事由について、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

① **ITユーザー行為**に起因して発生したいずれかの事由(②を除きます)

- ア. 他人の事業の休止または阻害
 - イ. 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破壊(有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りします。)
 - ウ. 人格権侵害
 - エ. ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる著作権の侵害
 - オ. アからエまで以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ② 情報の漏えいまたはそのおそれ

サイバーセキュリティ事故対応費用

事故対応期間(被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時から、その翌日以降180日が経過するまでの期間)内に生じたセキュリティ事故(※1)に対応するための不正アクセス等対応費用、データ等復旧費用、再発防止費用等や風評被害事故の拡大を防止するための費用、訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限りします。

(※1) セキュリティ事故とは次のものをいいます。ただし、④は、不正アクセス等対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。

- ① 【保険金をお支払いする場合】(賠償責任)の事由
- ② ①を引き起こすおそれのある不正アクセス等
- ③ ②のおそれ
- ④ クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られたこと

お支払いの対象となる保険金の種類と支払限度額等

賠償責任

費用の種類	定 義	支払限度額
①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となります。	1請求・ 保険期間中
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず調停・示談なども含みます。)	1億円
③協力費用	弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用	

サイバーセキュリティ事故対応費用

保険金のお支払い対象となるのは、次の費用のうち、その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限りします。また、①から⑥までの費用については、事故対応期間内に生じたものに限りします。なお、免責金額は適用しません。各費用については、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。

費用の種類	定 義		縮小支払割合	各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
①不正アクセス等対応費用	次の費用をいいます。ただし、不正アクセス等のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果として不正アクセス等が生じていなかった場合は、その不正アクセス等のおそれが外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限りします。 ア.ネットワーク遮断費用 不正アクセス等またはそのおそれが発見されたことにより、		ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ.不正アクセス等有無確認費用 不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用。ただし、上記ただし書きに該当する場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りします。	(A)セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合(不正アクセス等対応費用については、かつ、結果として不正アクセス等が生じていた場合)…100% または (B)セキュリティ事故のうち、(A)以外および風評被害事故の場合…90%	
②原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。				
③相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限りします。 ア.弁護士費用 弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。)	イ.コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用 ウ.風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用(アおよびイを除きます。)		1事故・ 保険期間中 500万円	1事故・ 保険期間中 最大500万円
④データ等復旧費用	セキュリティ事故により消失、破壊もしくは改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または不正アクセス等により改ざんされたウェブサイトの復旧費用をいいます。ただし、弊社の書面による同	意を得て支出するものに限りします。なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。			
⑤その他事故対応費用	次のアからケの費用をいいます。ただし、①～④、⑥・⑦の費用を除きます。また、オ、キおよびケ(エ)については、弊社の書面による同意を得て支出するものに限ります。 ア.人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ.交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ.通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫言状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 エ.社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用(説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。)。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。 オ.情報漏えい見舞費用(被害者1名につき1,000円) 公表等の措置により情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 (ア)見舞金 (イ)金券(保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。) (ウ)見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りします。)	カ.法人見舞費用(被害法人1社につき5万円) セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用(保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りします。)。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。 キ.クレジット情報モニタリング費用 クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ク.損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための訴訟費用 ケ.公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 (ア)弁護士報酬(保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。) (イ)通信費 (ウ)記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ)コンサルティング費用	100%		
⑥再発防止費用	セキュリティ事故の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、③相談費用を除きます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限りします。		90%		
⑦訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約で対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア.記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ.記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費	ウ.増設コピー機のリース費用 エ.記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ.意見書・鑑定書の作成費用 カ.相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用	100%	1請求・ 保険期間中 500万円	

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由に起因する損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款でご確認ください。

賠償責任・サイバーセキュリティ事故対応費用共通

- 戦争、変乱、暴動、労働争議
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)またはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- 被保険者または被保険者の故意
- 地震、噴火、津波、洪水、高潮
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その事由
- 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
- 他人の身体の障害
- 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- 被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発

イ. 急激かつ不測の事故によるネットワークの損壊または機能停止

- 特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。
- 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)
- 被保険者の暗号資産交換業の遂行
- 被保険者相互間における損害賠償請求
- 被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
- IT業務
- 保険金の支払いを行うことにより弊社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合
- 通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし

賠償責任・サイバーセキュリティ事故対応費用(情報漏えいまたはそのおそれの事故固有)

- 被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求

賠償責任固有

- 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の事由
ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動
イ. 不正な為替取引・資金移動

年間保険料(設備容量1kWあたり)

■ 基本補償(廃棄費用+施設賠償責任)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

北海道	275	富山県	369	岡山県	288
青森県	307	石川県	354	広島県	274
岩手県	315	福井県	370	山口県	262
宮城県	316	長野県	347	徳島県	338
秋田県	309	岐阜県	373	香川県	273
山形県	311	静岡県	390	愛媛県	270
福島県	305	愛知県	372	高知県	333
茨城県	331	三重県	435	福岡県	327
栃木県	320	滋賀県	401	佐賀県	335
群馬県	323	京都府	422	長崎県	317
埼玉県	357	大阪府	435	熊本県	335
千葉県	332	兵庫県	399	大分県	323
東京都	344	奈良県	401	宮崎県	340
神奈川県	323	和歌山県	428	鹿児島県	320
新潟県	369	鳥取県	275	沖縄県	315
山梨県	364	島根県	274		

■ サイバーリスク(特約)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位:円)

全国共通	120
------	-----

※過積載の場合は、設備容量=パワコンの出力となります。

年間保険料例

都道府県	設備容量(kW)	基本補償 保険料単価	サイバーリスク(特約) 保険料単価
熊本	A 50	B 335	C 120

$$A \times (B + C) = \text{年間合計保険料} \quad 22,750$$

中途加入保険料(設備容量1kWあたり)

補償期間	2022年 1月1日～	2022年 2月1日～	2022年 3月1日～	2022年 4月1日～	2022年 5月1日～	2022年 6月1日～	2022年 7月1日～	2022年 8月1日～	2022年 9月1日～	2022年 10月1日～	2022年 11月1日～
加入締切日	2021年 12月20日	2022年 1月20日	2022年 2月20日	2022年 3月20日	2022年 4月20日	2022年 5月20日	2022年 6月20日	2022年 7月20日	2022年 8月20日	2022年 9月20日	2022年 10月20日

■ 基本補償(廃棄費用+施設賠償責任)

保険料は設備容量(KW)に比例します。(単位: 円)

北海道	252	226	211	187	162	138	113	88	74	49	25
青森県	282	253	235	208	181	154	126	99	82	55	27
岩手県	289	259	241	213	185	158	130	102	84	56	28
宮城県	290	260	242	214	186	158	130	102	84	56	28
秋田県	284	254	237	209	182	155	127	100	82	55	27
山形県	285	256	238	211	183	156	128	100	83	55	28
福島県	280	251	234	207	180	153	125	98	81	54	27
茨城県	304	273	253	224	195	166	136	107	88	59	29
栃木県	294	263	245	217	188	160	132	103	85	57	28
群馬県	296	266	247	219	190	162	133	104	86	57	29
埼玉県	328	294	273	241	210	179	147	116	94	63	31
千葉県	305	273	254	225	195	166	137	107	88	59	29
東京都	316	283	263	233	202	172	142	111	91	61	30
神奈川県	296	266	247	219	190	162	133	104	86	57	29
新潟県	339	304	282	249	217	185	152	120	97	65	32
山梨県	334	300	278	246	214	182	150	118	96	64	32
富山県	339	304	282	249	217	185	152	120	97	65	32
石川県	325	292	271	239	208	177	146	115	94	62	31
福井県	340	305	283	250	218	185	153	120	98	65	33
長野県	318	286	265	235	204	174	143	112	92	61	31
岐阜県	342	308	285	252	219	187	154	121	98	66	33
静岡県	358	322	298	263	229	195	161	127	103	68	34
愛知県	341	307	284	251	219	186	153	121	98	65	33
三重県	399	359	331	293	255	218	180	142	114	76	38
滋賀県	368	331	306	271	236	201	165	130	105	70	35
京都府	387	348	322	285	248	211	174	137	111	74	37
大阪府	399	359	331	293	255	218	180	142	114	76	38
兵庫県	366	329	304	269	234	200	165	130	105	70	35
奈良県	368	331	306	271	236	201	165	130	105	70	35
和歌山県	393	353	326	289	251	214	177	139	112	75	37
鳥取県	252	226	211	187	162	138	113	88	74	49	25
島根県	252	225	211	186	162	137	113	88	74	49	25
岡山県	264	237	221	195	170	144	118	93	77	51	26
広島県	252	225	211	186	162	137	113	88	74	49	25
山口県	241	215	202	178	155	131	108	84	71	47	24
徳島県	310	278	259	229	199	169	139	109	90	60	30
香川県	251	224	210	185	161	137	112	88	73	49	24
愛媛県	248	222	208	183	159	135	111	87	73	48	24
高知県	306	274	255	225	196	167	137	108	88	59	29
福岡県	300	269	250	221	192	164	135	106	87	58	29
佐賀県	307	276	256	227	197	168	138	108	89	59	30
長崎県	291	261	243	215	187	159	130	102	84	56	28
熊本県	307	276	256	227	197	168	138	108	89	59	30
大分県	296	266	247	219	190	162	133	104	86	57	29
宮崎県	312	280	260	230	200	170	140	110	90	60	30
鹿児島県	294	263	245	217	188	160	132	103	85	57	28
沖縄県	289	259	241	213	185	158	130	102	84	56	28

■ サイバーリスク(特約)

保険料は設備容量(kW)に比例します。(単位: 円)

全国共通	110	100	90	80	70	60	50	40	30	20	10
------	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

ご加入にあたってのご注意点

もし事故が起きたときは

<動産総合保険・施設賠償責任保険>

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

<サイバーリスク保険>

●サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用を除く)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

●上記以外

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要になります。

ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、被保険者ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。

また、保険会社の承認を得ずに被保険者側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご確認ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、

この保険は、一般社団法人太陽光発電協会の契約者とし、FIT認定またはFIP認定事業者を記名被保険者とする動産総合保険、施設賠償責任保険、サイバーリスク保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は団体契約者が有します。

いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

通知義務

<動産総合保険・施設賠償責任保険>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

<サイバーリスク保険>

ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- (1)ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- (2)ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- (3)以下に該当する場合は、引受保険会社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

等

他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

<動産総合保険>

他の保険契約等から支払われる保険金の額を控除した残額を損害の額とみなして保険金を支払います。

<施設賠償責任保険>

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(※)またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(※)外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りします。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

【取扱代理店】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社

東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8階

TEL: 03-3243-7025(平日 9:00~17:00)

MAIL: solar@web-tac.co.jp

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

広域法人部 法人第二課

東京都千代田区三番町6-4

TEL: 03-3515-4153